

令和6年度

介 護 予 防 支 援

集 団 指 導 資 料

高松市健康福祉局長寿福祉部 介護保険課

令和7年3月18日

< 目 次 >

1	この資料について	P.3
2-I	人員に関する基準	P.4
1.	従業者の員数	P.4
2.	管理者	P.4
2-II	運営に関する基準	P.6
1.	内容及び手続の説明及び同意	P.6
2.	サービス提供困難時の対応	P.7
3.	管理者の責務	P.7
4.	運営規程	P.8
5.	勤務体制の確保	P.8
6.	業務継続計画の策定等	P.9
7.	設備及び備品等	P.9
8.	従業者の健康管理	P.10
9.	感染症の予防及びまん延防止のための措置	P.10
10.	掲示	P.11
11.	秘密保持	P.11
12.	苦情処理	P.12
13.	事故発生時の対応	P.13
14.	虐待の防止	P.13
15.	会計の区分	P.14
16.	記録の整備	P.14
17.	指定介護予防支援の具体的取扱方針	P.15
2-III	介護予防支援費算定に関する基準	P.24
1.	介護予防支援費	P.24
2.	加算・減算	P.24
(1)	特別地域介護予防支援加算	P.24
(2)	中山間地域等居住者サービス提供加算	P.24
(3)	初回加算	P.24
(4)	委託連携加算	P.25
(5)	高齢者虐待防止措置未実施減算	P.25
(6)	業務継続計画未策定減算	P.25

1 この資料について

■ 凡例

- ・基準：指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生省令第37号）
- ・解釈通知：指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成18年3月31日老振発第0331003号・老老発第0331016号）
- ・単位数表：指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生省告示第129号）
- ・老計発第0317001号等：指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号：別紙1）
- ・県条例：香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年10月12日条例第52号）
- ・市条例：高松市社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年12月26日条例第85号）

■ 基準の性格（抜粋）

- 1 基準は、指定介護予防支援の事業及び基準該当介護予防支援の事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定介護予防支援事業者及び基準該当介護予防支援事業者は、基準を充足することで足りるとすることなく常にその事業の運営の向上に努めなければならないものである。
- 2 指定介護予防支援の事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定介護予防支援事業者の指定又は更新は受けられず、また、基準に違反することが明らかになった場合には、①相当の期限を定めて基準を遵守する勧告を行い、②相当の期限内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由が無く、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置をとるよう命令することができるものであること。ただし、③の命令をした場合には事業者名、命令に至った経緯等を公表しなければならない。なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取り消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護報酬の請求を停止させる）ができる。ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、指定の全部若しくは一部の停止又は直ちに取り消すことができるものであること。
 - ① 指定介護予防支援事業者及びその従業者が、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受したときその他の自己の利益を図るために基準に違反したとき
 - ② 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
 - ③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき

2-I 人員に関する基準

1. 従業者の員数

第二条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに一以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに一以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

2. 管理者

第三条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第一項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百十条の六十六第一号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第一項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない、

- 一 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- 二 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

(ポイント)

- 管理者が他の業務を兼務できるのは、指定介護予防支援事業所の管理業務に支障がない場合に限られる。
- 居宅介護支援事業者が指定を受ける場合の管理者は、主任介護支援専門員でなければならないため、経過措置（※）の適用を受けている主任介護支援専門員でない介護支援専門員を管理者とする指定居宅介護支援事業所は、指定介護予防支援事業所の指定は受けられない。

(※居宅介護支援事業所の管理者要件に係る経過措置について)

令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予する。

2-Ⅱ 運営に関する基準

1. 内容及び手続の説明及び同意

第四条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第十七条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第一条の二に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

（ポイント）

- 上記の内容について説明し同意を得る前に、指定介護予防支援の提供を開始しないこと。
- 「重要事項説明書」の記載事項が、記載内容に変更が生じているにも関わらず、修正・追加等がされていないなど不備がないか確認する。
（例）・介護予防支援費について、単位が変更されていない。
・介護予防支援費や加算について、地域区分単価を乗じていない額で記載している。
- 説明・同意・交付をしたことや同意の日付等が記録から確認できるようにすること。
- 指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対して、**利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること**について
▶同意を得た文書が誤っている。
誤りの例：「担当職員は利用者に対して、複数のサービス事業所を提示します」
正しい例：「利用者から担当職員に対して、（略）説明を求めることができます」
★上記は、『利用者』から担当職員に求めることができる内容であり、担当職員が利用者に対し行う内容ではない。
- 「重要事項説明書」に掲載する情報の見直しを行ない、利用者への正しい情報提供に努めること。
- 「重要事項説明書」は、利用申込者等が事業所を選択するために重要な事項を説明するためのものであるので、あらかじめ「重要事項説明書」を交付し、重要事項の説明を行う。

その後、利用申込者等がサービス提供を希望する場合に同意を得ること。同意を得る方法は、書面によることが望ましい。

- 「重要事項説明書」と「運営規程」の内容の整合性がとれていること。
※運営規程の内容を変更する場合は、別途、変更届の提出が必要。
- 利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう、利用者又はその家族に協力を求めたことが記録から確認できるようにすること。

2. サービス提供困難時の対応

第五条 指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。

第六条 指定介護予防支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

（ポイント）

- 指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。
正当な理由とは、次のような場合等である。
 - ① 事業所の現員では対応しきれない場合。
 - ② 利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である場合。
 - ③ 利用申込者が他の指定介護予防支援事業者にも併せて依頼していることが明らかな場合。
- 受入れができない場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介を行うこと。

3. 管理者の責務

第十六条 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者にこの章及び次章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(ポイント)

- 管理者は、指定介護予防支援事業所の営業時間中は、常に利用者からの利用申込み等に対応できる体制を整えておくこと。
- 管理者は、担当職員の業務状況（訪問、モニタリング等の実施の有無、利用者に関して担当職員が抱えている問題点等）を十分に把握しておくこと。

4. 運営規程

第十七条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 虐待の防止のための措置に関する事項
- 七 その他運営に関する重要事項

(ポイント)

- 虐待の防止のための措置に関する事項については、第26条の2の虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。

5. 勤務体制の確保

第十八条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務についてはこの限りでない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ

相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（ポイント）

- 勤務表は、原則管理者を含む全ての従業者を記載し、事業所ごと、月ごとに作成すること。
- 従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、兼務関係等を勤務表に明記すること。
- 研修記録の保管及び従業者全員に研修内容の周知・共有をしておくこと。
- 職場におけるハラスメント防止のための方針の明確化及びその周知・啓発等の雇用管理上の措置を講ずるとともに、相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備等の取組を行っていること。

6. 業務継続計画の策定等

第十八条の二 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（ポイント）

- 「感染症に係る業務継続計画」及び「災害に係る業務継続計画」の項目を記載して策定すること。
- 研修を定期的（年1回以上）に行い、その研修の実施内容についての記録の保管及び従業者全員に研修内容の周知・共有をしておくこと。
- 訓練を定期的（年1回以上）に実施していること。
- 「感染症に係る業務継続計画」の研修及び訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練と一体的に実施することも差し支えない。

7. 設備及び備品等

第十九条 指定介護予防支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(ポイント)

- 相談のためのスペース等は、利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造とする。
- プライバシー保護の観点から、鍵付きの書庫を準備する等、書類の保管には十分配慮すること。
- 事業所の所在地や専用区画を変更する場合は、事前に指定権者に相談し、変更届を提出すること。

8. 従業員の健康管理

第二十条 指定介護予防支援事業者は、担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(ポイント)

- 従業員自らも、健康管理に努めること。
- 従業員の健康診断の結果を把握し、記録を保管しておくこと。

9. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

第二十条の二 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(ポイント)

- 事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。
- 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会」をおおむね6月に1回以上定期的開催し、その結果について、介護支援専門員に周知・共有をすること。

※指定介護予防支援事業所の従業員が1名である場合、委員会を開催しないことも差し支え

ないが、この場合にあつては、指針の整備について、外部の感染管理等の専門家等と積極的に連携することが望ましい。

- 「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定すること。
- 定期的（年１回以上）に教育及び訓練を実施すること。なお、「感染症に係る業務継続計画」の研修及び訓練と一体的に実施することも差し支えない。

１０．掲示

第二十一条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

２ 指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

３ 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

（ポイント）

- 運営規程の概要、担当職員の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示を行う。
- 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことである。（例：相談室、玄関）

１１．秘密保持

第二十二条 指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２ 指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

３ 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利

利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(ポイント)

- 従業者等である間はもちろん、従業者等でなくなった後においても秘密を保持すべき旨の取決め等をすること。
- 家族の個人情報を利用する可能性もあるため、利用者だけでなく家族についても記名できる様式にしておくこと。
- 個人情報漏洩防止のため、保管庫は施錠可能なものとし、中のファイル等が見えないようにすること。

※個人情報の取扱いについては「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等を参照。

12. 苦情処理

第二十五条 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等（第六項において「指定介護予防支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス又は法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 指定介護予防支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(ポイント)

- 苦情処理に関する記録様式を整備し、苦情を受け付けた場合は、苦情の内容等を記録すること。また、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行うこと。

13. 事故発生時の対応

第二十六条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(ポイント)

- 事故処理に関する記録様式を整備し、事故が発生した場合は、事故の状況や、その後の処置について記録し、再発防止に取り組むこと。
- 事故が発生した際の対応方法について、あらかじめ定めておくこと。
- 損害賠償保険に加入している場合は、その内容について把握しておくこと。
- 事故報告については、「指定介護サービス事業者における事故発生時の報告マニュアル 香川県健康福祉部長寿社会対策課 平成20年1月15日制定(令和4年4月1日改正)」、「高松市介護サービスの提供時における事故の報告に関する事務取扱要領」を参照。

14. 虐待の防止

第二十六条の二 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に関催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(ポイント)

- 「虐待の防止のため対策を検討する委員会」を定期的を開催し、その結果について、担当職員に周知・共有をすること。
- 「虐待の防止のため指針」を整備していること。
- 定期的（年1回以上）に研修を実施するとともに、新規採用時には必ず研修を実施していること。
- 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置していること。

15. 会計の区分

第二十七条 指定介護予防支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(ポイント)

- 同一法人内に複数事業所がある場合であっても、事業所ごとに会計を区分すること。

16. 記録の整備

第二十八条 指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 第三十条第十四号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録
- 二 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳
 - イ 介護予防サービス計画
 - ロ 第三十条第七号に規定するアセスメントの結果の記録
 - ハ 第三十条第九号に規定するサービス担当者会議等の記録
 - ニ 第三十条第十五号の規定による評価の結果の記録
 - ホ 第三十条第十六号に規定するモニタリングの結果の記録
- 三 第三十条第二項の三の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第三十条第二項の二及び第二号の三において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 第十五条の規定による市町村への通知に係る記録

五 第二十五条第二項の規定による苦情の内容等の記録

六 第二十六条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(ポイント)

- H26 年 4 月からは、香川県条例（高松市条例）により、5 年間保存としている。
（県条例第 3 条別表第 2（市条例第 3 条別表第 2））

17. 指定介護予防支援の具体的取扱方針

第三十条 指定介護予防支援の方針は、第一条の二に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(ポイント)

- 利用者の課題分析から介護予防サービス計画の利用者への交付に掲げる一連の業務については、基本的にはこのプロセスに応じて進めるべきものであるが、緊急的なサービス利用等やむを得ない場合や、効果的・効率的に行うことを前提とするものであれば、業務の順序について拘束するものではない。ただし、その場合にあっては、それぞれ位置付けられた個々の業務は、後からできるだけ早く実施すること。その結果に基づいて必要に応じて介護予防サービス計画を見直す等、適切に対応すること。

(第一号) 担当職員による介護予防サービス計画の作成

- 一 指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

(第二号) 指定介護予防支援の基本的留意点

- 二 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 二の二 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 二の三 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(第三号) 計画的な指定介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス等の利用

- 三 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指

定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならない。

（ポイント）

- 指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、指定介護予防支援の提供方法等について理解しやすいように説明を行うこと。
- 継続的かつ計画的に指定介護予防サービス、地域の住民による自発的な活動等の利用が行われるようにしなければならない。

（第四号）総合的な介護予防サービス計画の作成

四 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付（法第十八条第二項 に規定する予防給付をいう。以下同じ。）の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

（ポイント）

- 保健医療サービス又は福祉サービス、家族や地域等インフォーマルな支援を含めた総合的な計画となるよう努めること。
- サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホーム等に入居している場合は、その住宅独自のサービスについても把握し、介護予防サービス計画に位置付けることが望ましい。

（第五号）利用者自身におけるサービスの選択

五 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。

（第六号）課題分析の実施

六 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。

イ 運動及び移動

ロ 家庭生活を含む日常生活

ハ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

ニ 健康管理

（第七号）課題分析における留意点

七 担当職員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

（ポイント）

- 介護予防サービス計画作成時には、利用者の居宅を訪問し利用者及びその家族に面接して、アセスメントを実施すること。
- 介護予防サービス計画に位置付けられたサービスには、それを導き出したアセスメント記録が必要である。
- 利用者の現状と記載内容の不一致が生じる可能性があるため、数か月前の外部提供資料の転記をすることは望ましくない。
- 利用者の総合的な課題については、各領域の状況把握のみならず、それに至った生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で抽出すること。

（第八号）介護予防サービス計画原案の作成

八 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。

(ポイント)

- 目標志向型の介護予防サービス計画とする。
- 利用者の状態の変化を客観的に確認・評価する必要があるため、適切なアセスメントを経て介護予防サービス計画を作成すること。
- 利用者や本人の意向を踏まえたうえで、具体的かつ評価可能な目標を立案すること。
- サービス内容は、目標の達成につながるような内容とすること。
- 本人が取り組むべき事項や家族による援助、保険給付以外のインフォーマル支援等を位置付けること。

(第九号) サービス担当者会議等による専門的意見の聴取

九 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(ポイント)

- 介護予防サービス計画原案に位置付けられた全ての介護予防サービス等の担当者を招集することが必要である（意見照会を含む）。
- テレビ電話装置等を活用し、利用者又はその家族が参加する場合は、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等より同意を得なければならない。
- 意見照会を行う場合、緊密に相互の情報交換を行うことにより、利用者の状況等についての情報や原案の内容を共有できるようにする必要がある。
- サービス担当者の事由により出席できない場合でも、照会等により意見を求め、その内容を記録しておくこと。
- サービス提供前までに開催すること。

（第十号）介護予防サービス計画の説明及び同意

- 十 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

（第十一号）介護予防サービス計画の交付

- 十一 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

（ポイント）

- 計画開始日前に、介護予防サービス計画原案の内容を説明し、文書により利用者の同意を得て、介護予防サービス計画を交付するとともに、記録上分かるようにすること。
- 介護予防サービス計画原案とは、いわゆる「介護予防サービス・支援計画書（令和6年4月版 介護報酬の解釈QA法令編P811）」に相当するものすべてが望ましいが、少なくとも「目標」「支援計画」「【本来行うべき支援ができない場合】妥当な支援の実施に向けた方針」「総合的な方針：生活不活発病の改善・予防のポイント」欄に相当するものである。
- 介護予防サービス計画に位置付けた全ての指定介護予防サービス事業者等に交付すること。

（第十二号）担当者に対する個別サービス計画の提出依頼

- 十二 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第七十六条第二項に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

（ポイント）

- 指定介護予防支援事業所とサービス提供事業者の意識の共有を図る。
- 介護予防サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認する。
- 個別サービス計画の提出を求めたことが記録上分かるようにする。

（第十三号）個別サービス計画作成の指導及び報告の聴取

- 十三 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基

づき、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも一月に一回、聴取しなければならない

（第十四号）介護予防サービス計画の実施状況等の把握

十四 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

十四の二 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

（第十五号）介護予防サービス計画の実施状況等の評価

十五 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価しなければならない。

（第十六号）モニタリングの実施

十六 担当職員は第十四号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

イ 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して三月に一回、利用者に面接すること。

ロ イの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して三月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する二期間に一回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

（１）テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

（２）サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

（ⅰ）利用者の心身の状況が安定していること。

（ⅱ）利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

（ⅲ）担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ハ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

ニ 利用者の居宅を訪問しない月（口ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第百十七条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ホ 少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録すること。

（ポイント）

- 少なくとも六月（暦月）に一回は利用者の居宅を訪問し面接、それ以外の月はテレビ電話装置等による面接や事業所を訪問する等、適切に面接や連絡を実施すること。また、その結果を記録すること。
- 「特段の事情」※がある場合は、その具体的な内容を記録しておくこと。
※「特段の事情」とは、利用者の事情により利用者の居宅を訪問し、利用者に面接ができない場合を主として指し、担当職員に起因する事情は含まれない。さらに、特段の事情がある場合には、その具体的な内容を記録しておくことが必要である。
- 「一月に一回」とは支援費は給付管理と一体であるという考えのもと、月末時点で一連の流れを適切に行うことが必要であることから、たとえ月途中から支援を開始したとしても月末までにモニタリングを行うこと。
- モニタリングの記録については、様式は問わないが、記載の内容に、利用者やその家族の意向・満足度等、目標の達成度、事業者との調整内容、介護予防サービス計画の変更の必要性等を網羅すること。
- 個別サービス事業者等から得た利用者の服薬状況、口腔機能その他利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認められる情報について、必要に応じて主治医等に提供すること。

（第十七号）介護予防サービス計画の変更の必要性についてのサービス担当者会議等による専門的意見の聴取

十七 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

イ 要支援認定を受けている利用者が法第三十三条第二項に規定する要支援更新認定を受けた場合

□ 要支援認定を受けている利用者が法三十三条の二第一項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合

（第十八号）介護予防サービス計画の変更

十八 第三号から第十三号までの規定は、第十四号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

（第十九号）介護保険施設への紹介その他の便宜の提供

十九 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

（第二十号）介護保険施設との連携

二十 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

（第二十一号）主治の医師等の意見等

二十一 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（次号及び第二十二号において「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。

二十一の二 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

二十二 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

（第二十三号）介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護の介護予防サービス計画への位置付け

二十三 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

（第二十四号・第二十五号）介護予防福祉用具貸与及び介護予防特定福祉用具販売の介護予

防サービス計画への反映

二十四 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。

二十五 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

（第二十六号）認定審査会意見等の介護予防サービス計画への反映

二十六 担当職員は利用者が提示する被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見又は法第三十七条第一項の規定による指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同条第一項の規定による指定に係る介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。

二十七 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業所と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

（第二十八号）地域ケア会議への協力

二十八 指定介護予防支援事業者は、法第百十五条の四十八第四項の規定に基づき、同条第一項に規定する会議から、同条第二項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

（第二十九号）市町村長に対する情報の提供

二十九 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第百十五条の三十の二第一項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

2-Ⅲ 介護予防支援費算定に関する基準（介護給付費単位数表）

1. 介護予防支援費

介護予防支援費（Ⅰ） 442 単位

介護予防支援費（Ⅱ） 472 単位

算定要件等

（Ⅰ）地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が、利用者に対して指定介護予防支援を行い、かつ、月の末日において指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第13条第1項の規定に基づき、同項に規定する文書を提出している場合に所定単位数を算定可能。

（Ⅱ）市町村長に対し、厚生労働省老健局長が定める様式による届出を行った指定居宅介護支援事業者（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。）である指定介護予防支援事業者が、利用者に対して指定介護予防支援を行い、かつ、月の末日において基準第十三条第一項の規定に基づき、同項に規定する文書を提出している場合に、所定単位数を算定可能。

2. 加算・減算

（１） 特別地域介護予防支援加算

別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が指定介護予防支援を行った場合は、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

（２） 中山間地域等居住者サービス提供加算

指定介護予防支援事業所の介護支援専門員が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定介護予防支援を行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

（３） 初回加算 300単位

指定介護予防支援事業所において、新規に介護予防サービス計画を作成する利用者に対し指定介護予防支援を行った場合に算定される。

指定介護予防支援事業所（地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所に限る。）が利用者に提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合に算定される。

（４） 委託連携加算 ３００単位

（５） 高齢者虐待防止措置未実施減算

指定介護予防支援等基準第 26 条の 2 に規定する措置を講じていない場合に、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から 3 月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

（具体例） 高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催していない
高齢者虐待防止のための指針を整備していない
高齢者虐待防止のための年 1 回以上の研修を実施していない
高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない

（６） 業務継続計画未策定減算

指定介護予防支援等基準第 18 条の 2 第 1 項に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。